明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　五

○独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五一）　五

○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五二）　五

〔府令・省令〕

○独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働七）　七

○独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　七

〔省　令〕

○独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（総務九九）　八

○独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（同一〇〇）　九

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令（同一〇一）　九

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令（同一〇二）　一〇

○独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務三）　一〇

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令の一部を改正する省令（総務・文部科学一）　一二

○総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（法務三八）　一三

○独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令（外務一一）　一四

○独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（外務・財務一）　一五

○独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令（財務五五）　一五

○独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令（同五六）　一五

○独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令（同五七）　一五

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令（同五八）　一五

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・農林水産一）　一六

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業三）　一九

○独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通六）　一九

○独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同七）　二二

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（文部科学二一）　二二

○独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業二）　三〇

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一二）　三二

○独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産一）　三六

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）　三六

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産五八）　三七

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業五九）　四四

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通五五）　四四

○独立行政法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（環境二三）　五六

○独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（同二四）　五九

〔告　示〕

○独立行政法人国立公文書館が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（内閣府三六六）　五九

○独立行政法人国民生活センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（同三六七）　六〇

○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（同三六八）　六〇

○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額を算定する基準（同三六九）　六〇

（以下次のページへ続く）